

## 第8回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

### 1 会議の日時及び場所

日 時 平成21年5月21日(木) 午後1時0分～2時10分

場 所 米子市役所5階・議会第1会議室

### 2 出席した委員(12名)

仙田和江委員、横地孝代委員、渡邊柁城委員、藤瀬雅史委員、  
野坂美仁委員、渡部隆夫委員、都田修史委員、小原顕委員、  
田中美智子委員、又野富美子委員、黒沢洋一委員、森原隆則委員

### 3 欠席した委員(3名)

永富淳子委員、平山正実委員、渡辺仁史委員

### 4 会議録署名委員(2名)

仙田和江委員、又野富美子委員

### 5 出席した事務局職員

足立市民人権部長、仲田保険年金課長、種崎保険年金課長補佐兼収納係長、  
先灘保険係長、松浦保険係主幹、池口保険係主任

### 6 傍聴者

4名

午後1時0分 開会

#### ●仲田課長

定刻になりましたので、ただ今から第8回米子市国民健康保険運営協議会を開会いたしたいと存じます。

まず、会議に先立ちまして本日の会議の定足数について、ご報告申し上げます。

本日は、被保険者代表 永富委員、被用者保険等保険者代表 平山委員、同じく渡辺委員、以上、3名の方から、都合により、欠席する旨の報告がありましたので、委員総数15名中12名の出席でございます。

したがいまして、米子市国民健康保険条例施行規則第4条の定足数に達しており、本会議は成立していることをご報告いたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

足立市民人権部長から紹介いたします。

#### ●足立市民人権部長

市民人権部長の足立でございます。

星野前課長の後任の仲田保険年金課長でございます。

先灘保険係長でございます。種崎収納係長でございます。

池口保険係主任でございます。以上です。

●仲田課長

それでは、お手もとの日程にしたがいまして、まず、はじめに小原会長のごあいさつをお願いします。

●会長

本運営協議会の会長を仰せつかっています明道公民館館長の小原でございます。どうぞよろしくをお願いします。

●仲田課長

次に、野坂市長があいさつを申し上げます。

●野坂市長

皆さんこんにちは。米子市長の野坂でございます。

本日は、第8回の米子市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、皆様方には、常日頃から、本市の国民健康保険事業の円滑な運営に格別のご尽力、ご支援をいただき心からお礼申し上げます。

国民健康保険制度は国民皆保険制度の根幹をなすもので、地域医療の確保、地域住民の健康増進に非常に重要な役割を果たしていると思っておりますが、高齢化の進展、就業構造の変化等により、医療保険者間に負担の不均衡が生じております。

また、今日までの医療制度改革や国保関係者の努力にもかかわらず、国保制度が抱える脆弱な財政基盤という構造問題は、一層深刻さを増しており、市民の皆様が安心して良質な医療を受け続けられるようにするためには、国保財政の健全化を図ることが肝要であると考えております。

今回諮問させていただきます案件につきましては、出産育児一時金を引き上げることにより、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、国の平成21年度予算において、「国保安心出産育児支援補助金」が創設されましたことに伴い、期間を限定した出産育児一時金の引き上げをお願いしようとするものでございます。

どうか、十分な論議をしていただき答申していただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

●仲田課長

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、当会議では、会長が議長になることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、小原会長をお願いいたします。

それでは、小原会長、よろしくをお願いいたします。

●会長

それでは、日程4の「会議録署名委員の指名」についてでございますが、米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項の規定により、会議録には、議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

仙田委員と又野委員をお願いします。

次に、日程5の「諮問」に入ります。

●仲田課長

それでは、市長から会長に対し、「米子市国民健康保険出産育児一時金の改定について」の諮問書を提出させていただきます。

－市長から会長に諮問書を手渡し－

●仲田課長

なお、市長は、次の予定が入っていますので、ここで退席させていただきます。

●会長

次に、日程6の「協議・報告」に入ります。

まず、「米子市国民健康保険出産育児一時金の改定について」、事務局から説明してください。

●先灘係長

それでは、説明させていただきます。保険係長の先灘でございます。

資料の確認をさせていただきます。

あらかじめお渡ししています資料の差し替えが1枚あります。

また、出産育児一時金の説明資料を追加しています。

そうしますと諮問に関する資料「第8回米子市国民健康保険運営協議会・諮問に関する説明資料」で説明させていただきます。

今回の出産育児一時金についてでございますが、諮問書にありましたように、「平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の額については、42万円を上限とする。」というものです。

出産育児一時金を引き上げる等により、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、国の平成21年度予算において、「国保安心出産育児支援補助金」が創設されました。

これに伴い、健康保険法施行令等が改正される予定で、公布は明日22日の予定です。

このため、出産育児一時金の額を次のとおり引き上げることについて、国民健康保険運営協議会に諮問し、意見を伺った上で、改定しようとするものです。改定の時期は、10月1日でございますが、米子市議会6月定例会に上程し、条例を制定する予定としています。

諮問内容でございますが、出産に要する費用の実態を踏まえ、今回改定ということです。

平成19年9月に日本産婦人科医会の調査によりまして、出産費用の全国平均が、約39万円になっています。このようなことから、少子化対策の充実を図るために暫定的にこの時期だけ引き上げようとするものです。

昨年11月に出産育児一時金の改定の諮問をしましたが、今年1月から「産科医療補償制度」が創設され、保険料3万円を上乗せするため出産一時金を3万円引き上げています。

今年1月から妊娠22週目以降の出産について、38万円となっています。妊娠21週までは、35万円です。

今回、この35万円を4万円引き上げて、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに39万円にし、妊娠22週目以降の出産については、42万円にしようとするものです。10月1日以降に申請した場合ではなく、10月1日以降に出産した場合となります。

同時に、現在は、出産をして出生届してから、保険年金課に支給申請するのが原則ですが、10月1日から病気など診療のときと同じように、原則、直接保険者から分べん機関に上限42万円の出産育児一時金を支出する方法に変更となります。これは、たとえ42万円があとから返ってくるにしても、一旦は42万円を準備しなければならないことは、経済的な負担になることと、手続きを簡素化するということから変更になります。

ただ、直接払いを希望しない場合や海外出産の場合等については、退院時に出産費用の全額を支払い、後日、保険者窓口にて一時金の支給請求をする従来の方法でも可能です。

また、直接払いの方法は、分べん機関が、出産費用の明細を添えて医療保険者に請求し、医療保険者は原則として、審査支払機関の国保連合会に支払業務を委託することになります。

出産育児一時金の上限が42万円ですので、例えば、出産費用が50万円かかったという場合は、その差額の8万円については、分べん機関の窓口で支払い、42万円については、保険者から直接分べん機関に支払うということになります。また、逆の場合で、出産費用が40万円の場、その差額の2万円が余りますので、出産者にお返しすることになります。

次に、財源ですが、平成21年度当初予算は、70,300千円、185件を予定していました。10月1日から単価が、4万円引き上げになりますので、増額に伴う平成21年度歳出見込みは74,100千円となり、差引3,800千円が不足しますので、12月補正で対応する予定としています。増額部分の3/6、1,900千円を国の「国保安心出産育児支援補助金」で、残りは一般会計繰入金から2/6、1,266千円、保険料から1/6、634千円となります。

説明は以上でございます。

#### ●会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

#### ●森原委員

原則としてということと、選択の問題として、何もしなければ、原則ということになるのか。とにかく、意思表示をするのか。

#### ●先灘係長

これについては、本日配布した資料「出産育児一時金医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要(案)」の左下の吹き出しのフローの一番上に記載しており、被保険者等に一時金の医療機関等への直接払いの仕組みについて、説明の上、希望するかを確認し、希望者については、「一時金の申請・受取を当該医療機関等に委任する」旨の書面を取り交わすこととなります。希望しない場合は、従来どおりの方法で一時金を受け取るようになります。

●藤瀬委員

これは米子市独自のシステムではなく、全国的に行われることですね。

●先灘係長

これについては、国のほうが補助金を創設しましたので、他の健康保険も含めて統一的に 42 万円となり、直接支払いについても全国統一のシステムとなります。10 月 1 日から実施される予定です。

●会長

諮問に対する意見・修正はございませんでしょうか。

特に、修正等の意見がないようですので、諮問どおり答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声)

●会長

異議なしということですので、諮問どおり答申することに決定します。

次に、「国民健康保険事業状況について」、事務局から説明してください。

●先灘係長

では説明します。事前に配布していました「資料 1、2」により説明します。

まず、「資料 1・国民健康保険事業収支決算状況及び見込み」で説明します。

平成 20 年度の決算見込ですが、単年度収支が 5 億 1,479 万円の赤字です。

累積繰越額が前年度の繰越額も含めた実質の収支で 1,463 万 3,000 円の黒字です。

この累積繰越額の金額は、繰越額が前年度約 5 億 3 千万円ありましたが、それを含め、基金を 5,000 万円取り崩し繰り入れた金額を入れた上での収支の金額です。前年度までの基金残高は、約 1 億 6,180 万円で、これを 5,000 万円取り崩し、国保会計に繰り入れ、収支の均衡を図りました。

歳入の主なものを説明します。

昨年 4 月から後期高齢者医療制度が創設され、75 歳以上の方が移行したため、約 11 億 5,000 万円が減少しました。

国庫支出金のうち、老人保健医療費負担金について、老人保健制度が廃止されたため、約 5 億 6,000 万円減少しました。

療養給付費交付金について、退職者医療制度が改正され、対象年齢が 65 歳未満になり、対

象者が減少したため、約 21 億 4,000 万円減少しました。

前期高齢者交付金について、退職者医療制度の改正に伴い新たに創設された財政支援制度で、約 28 億 4,000 万円増加しました。

県支出金について、新規の特定健診等負担金の増などにより、約 2,200 万円増加しました。

共同事業交付金について、昨年制度の改正があり、約 1 億 600 万円増加しました。

繰入金のうち、保険基盤安定等について、75 歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したため、約 1 億 7,900 万円減少しました。

前年度繰越金について、平成 19 年度が単年度赤字になったため、約 2 億 3,000 万円減少しました。

締めて、歳入合計が約 9 億 1,700 万円減少しました。

次に、歳出について、大きく変わったものについて、まず、保険給付費について、退職者医療制度が改正されたため、一般分が 26 億 8,400 万円増加し、退職分が 25 億 7,800 万円減少しました。合計では、約 1 億 500 万円保険給付費が増加しています。

後期高齢者支援金等について、後期高齢者制度が創設され、米子市国民健康保険から後期高齢者制度に対する支援金として、約 15 億 2,700 万円増加しました。

老人保健拠出金について、昨年 4 月に後期高齢者医療制度が創設され、老人保健制度が廃止されたため、3 月一月分の拠出金と、平成 18 年度の精算分のみとなり、約 21 億 900 万円減少しました。

介護納付金について、約 5,500 万円減少しました。

共同事業拠出金について、約 1 億 200 万円減少しました。

保健事業費のうち、特定健診等が創設され、特定健診等事業費の負担が新たに発生したため、約 6,700 万円増加しています。

締めて、歳出合計が約 4 億 300 万円減少しました。

次に、平成 21 年度について、前年度の単年度収支が赤字になったことから、赤字体質は変わらないと思います。

そこで、この赤字部分をどうするかということですが、基金残高が約 1 億 1,000 万円あり、それを差し引いても約 3 億円の赤字になります。一般会計からの繰り入れ、平成 22 年度の歳入を繰上充用する必要があります。

また、このような赤字体質が続くということになれば、保険料の引き上げということも検討する必要があります。

次に、資料 2 の米子市国民健康保険料収納状況について、平成 20 年度見込みは、現年度の収納率が 2.84% 減の 86.51% となる見込みです。この大きな要因としては、後期高齢者医療制度創設により、収納率 98% を超えていた 75 歳以上の方が抜けたためです。

今月、出納整理期間で各種収納対策を実施していますが、急激な増加はなかなか見込めない現状です。

## ●会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、

お願いします。

●藤瀬委員

平成21年度が赤字決算見込みですが、一番のポイントは、共同事業拠出金が約5億円上がったためだと思いますがその中味について説明してください。

●先灘係長

共同事業拠出金が上がった理由ですが、高額な医療がかかる方が多くなったため、県内で助け合う制度ですが、どうしても財源が足りなくなっているということから上がっており、これは米子市が拠出する額となります。その代わり歳入として米子市としてもらう共同事業交付金も約5億6,000円増えていますので、差引は増えていますので、赤字の直接的な原因ではないと思っています。

以前は繰越があったため、単年度赤字でもやっていけましたが、繰越額が1,400万円程度では、単年度だけで賅っていかなければならないという現状になってきました。現実的にこれだけ単年度で赤字が出るということは、歳入歳出の根本的なバランスが崩れていると思います。歳出に見合った保険料、補助金などの歳入がないということだと思います。

●渡部隆夫委員

人件費(歳入の職員給与費等)について、平成17年度からずっと減ってきているが、平成20年度は、前年度と比較して9,000万円増えている理由について伺いたい。

●先灘係長

国民健康保険の職員の増員があり、一般会計から人件費について、繰り入れています。

●渡部隆夫委員

後期高齢者制度は、国保とは別に決算が出るとは思いますが、そこから人件費は出さないのか。

●先灘係長

後期高齢者制度ができましたが、実際には、職員は、後期高齢の仕事と国保の仕事を兼務しています。これをきちんと分けることができませんが、一般会計の繰り入れで賅っているため、人数が増えた分をすべて国保の特別会計の人件費でやっているということです。後期高齢の人数を1人にして、その他はすべて国保の特別会計でやっているということです。

●渡部隆夫委員

後期高齢者の決算は、どこで見ているのか。

●先灘係長

後期高齢の場合は、国保のような協議会はありませんので、一般会計と他の特別会計と同様に、議会の決算委員会、市の監査委員で監査しています。

●渡部隆夫委員

後期高齢の person 費は、ゼロということか。

●先灘係長

1人となっています。

●渡部隆夫委員

ということはかなり黒字が出ていますね。

●先灘係長

後期高齢については、保険料収納は市でやって、それを運営主体の広域連合に支出することになります。保険料は十数億という金額ですが、お金が流れていくだけで、歳入歳出も均衡しています。黒字決算ということでしたら、広域連合が歳出よりも歳入の方が多いいということであれば、県全体で収入の方が多いいことはあります。

米子市の後期高齢会計については、会計を設けているというだけという認識でおります。

●野坂委員

先ほどの質問に関連し、歳出の総務管理費が増えていますが、どういう理由からでしょうか。

●仲田課長

総務管理費については、保険年金課の職員の person 費、事務費、電算処理の費用、プログラム費などが含まれており、これについては、一旦国保の会計から支出しますが、あとで一般会計から繰り入れがあります。そこで、歳入の繰り入れの職員給与費等が20年度に前年度と比較して3億3,900万円多く入っているということは、後期高齢者制度に関連する国保のプログラム開発とか、職員の増等により、繰り入れが増えているということです。歳出は増えていますがその分歳入も増えているということです。

●森原委員

平成20年度から特定健診等事業費が始まっていますが、当初の計画と比較して予定どおり執行されていますでしょうか。

●先灘係長

特定健診等については、国が受診率などの基準を設けており、平成20年度については、特定健診の目標受診率で予算を組んでいましたが、最終的には、30%程度にとどまっています。これは、全国的、全県的に、平成19年度までの基本健診の受診率と比較して下がってきております。

これは、まだ分析はしていませんが、制度が変わったということで受けにくいという部分があったのではないかと思います。特に、社会保険の扶養の方が受けにくいということがあります。

受診率が低くなっていますので、当初予算と比較し、5,000万円くらい歳出が減っており、歳入についても、減ってきます。

国庫支出金、県支出金の特定健診等負担金として、2,300万円程度はいつてきていますので、差引4,400万円程度の持ち出しとなります。

最終的に、平成24年度に特定健診の受診率を65%まで持っていくということが相当困難な状況になっています。

実際の健診の担当は健康対策課で、広報等により啓発をしていますが、健診の方法を抜本的に変えない限り、飛躍的に伸びないのではないかと危惧をしています。

●森原委員

国保だけの話ではないと思います。了解しました。

●田中委員

滞納繰越分について、減らすための方法を何か努力しているのか。

●先灘係長

平成20年度の滞納繰越については、約12億円あります。これは、平成19年度の繰越額約12億5,000万円が、翌年度に繰り越されたものということになります。

収納対策をいろいろ講じておりますが、平成20年度の滞納繰越額が約12億円のうち収納額は約2億円です。国保は、加入している限り現年度分がかかり、滞納分までの支払がなかなかできない状況があります。収納率からいいますと、2割あればいいというような状況ですので、なかなか収納率が向上しない状況です。国保はセーフティーネットの性格があり、収納強化が難しい状況になっています。

●藤瀬委員

滞納のことですが、これには時効というものがありますか。滞納金というのは、何十年分も繰り越しているのか。

●先灘係長

保険料の時効は2年でございますが、時効を中断することができるようになっていきます。例えば、督促状を出すとか、納付誓約書を交わすことによって、時効を中断し、リセットし、また時効期間が2年間になるようになっていきます。ただ、最終的に差し押さえもできない状況になれば、不納欠損処理をしていくこととなります。したがって、時効を中断しながら、納付状況をみて対応していくこととなります。

●藤瀬委員

見かけ上、不納欠損処理は、不納欠損額が毎年出てきますから、それと単年度滞納額が均衡すれば、繰越滞納額は毎年同じ額になるわけですね。

●先灘係長

そういうことになります。

毎年現年度の未納額が出てきますので、翌年度増えてきます。その部分が例えば収納が

増えて、不納欠損の額が増えていくと滞納繰越分は減ってはきます。

繰越する額が20年度は増え、分母が大きくなっていますので、なかなか収納率が上がっていかない状況です。滞納繰越分の収納額については、過去の実績を見ても2億円くらいが精一杯の状況で、たとえ強制的に徴収してもそれが3億円という具合には、今の徴収体制では厳しいと思います。

#### ●渡邊怔城委員

保険料は、国・県の補助と療養給付費の状況で決まってくると思うが、当然滞納繰越分というのは、予算の中に少ししか入っていないわけで、現年度分の収納率を上げていく努力をしていかないとその分足らなく、赤字の要因にもなっている。現年の収納率向上の努力をしてほしい。

#### ●先灘係長

先ほど滞納繰越分の話をしてしまいましたが、当然、現年度分の収納について、最優先とはいいませんが、繰越を含め現年度分も、毎年発生します。次年度に繰り越さないように収納対策を実施し、特に未納額が少ない時期に、電話催告や徴収員による訪問催告をし、傷が浅いうちの9月くらいから行っています。また、収納係の人数も増やし強化しているところです。一足飛びに収納率が増えるということは難しいですが、現状の体制で収納の努力をしているところでございます。

#### ●渡邊怔城委員

平成22年度の収入を繰り上げて、平成21年度の歳出のために予算を使うのは好ましくない。安易な繰上充用はしないよう考えていただきたい。

#### ●先灘係長

平成20年度については、後期高齢者の制度の創設により、国・県からの補助がなかなか見込めないということから、繰越額の約5億3,000万円と基金がありましたので、料率を引き上げずに乗り切っていくということをお願いしました。21年度も同様の予定でしたが、20年度がこのような形になりましたので、最終的には、現状では、選択肢として繰上充用をしなければならない状況になっています。

翌年度の保険料を前年度で使うということが好ましくないというのは、おっしゃるとおりですので、そこらについて、十分に分析し、来年度の見込みをたてて、来年度の保険料をどうするのか、皆様方と協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### ●会長

その他ございませんか。

ないようですので、次に、日程7の「その他」に入ります。  
「今後の協議会について」、事務局から説明してください。

●先灘係長

平成20年度がこのように厳しい状況で、21年度についても大変厳しい状況ですので、予定としましては、11月頃に保険料の見込みを出し、現状を報告し、意見を伺いたいと考えています。そして、1月か2月には実際にはどうするのか協議させていただきたいと思います。

今年度は、最低でも2回は開かせていただく予定としています。

●会長

その他、この際、意見がございましたら、発言をお願いします。

ないようですので、意見も出尽くしたようでございますので、

これをもちまして第8回米子市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

午後2時10分 閉会

米子市国民健康保険条例施行規則第8条により署名する。

平成21年6月1日

米子市国民健康保険運営協議会

会 長 小 原 顕

---

会議録署名委員 仙 田 和 江

---

会議録署名委員 又 野 富美子

---